

## 農業委員会定例会 9月

1. 開催日時 令和4年9月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 5番委員、6番委員、12番委員
4. 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
  - 議案第2号 非農地証明願承認について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
  - 議案第4号 青年等就農計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の議事録署名人ですが、11番委員、1番委員をお願いします。それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 369㎡ について</p> <p>2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 85㎡ について</p> <p>■■■■の■■■■が譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。なお、2番は令和2年6月定例会において農地法第5条の規定による許可申請で審議し、翌月定例会において再審議いただいた一時転用案件に関連し、転用事業者が無断で造成していた当該申請のできない土地ですが、この度その土地の相続人により所有権移転登記が完了したため、当該転用事業者が本農地を取得すべく3条申請で所有権移転しようとするものです。■■■■の現在の経営規模は187,532.29㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	1番についてですが、現状は雑木林となっておりますので、ここが回復していただけるならよいのではないかと思います。
議長	それでは2番の案件について、2番委員お願いいたします。
2番委員	現場を見てきたところ、畑自体はそれほど大きくはありません。なかなか進まなかった買収がようやくできたようで、工事もストップしていましたが、これから開拓が進んでいくかと思います。特に問題ないかと思いません。
議長	2番の案件については、2年前に無断転用で問題となり、継続審議した経



議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の5番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 304 m<sup>2</sup> について■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は3,091 m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。</p>
事務局	<p>5番委員から状況を聞いたところ、■■■■さんは最近、■■■■で他の土地も何枚か新規に(3条)申請された方で、特に問題なく、(経営面積を)増やしてってもらえればということです。また、申請地は■■■■さんの■■■■の農地とのことです。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の6番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 366 m<sup>2</sup> と ■■■■畑 1,786 m<sup>2</sup> と ■■■■畑 497 m<sup>2</sup> と ■■■■畑 1,254 m<sup>2</sup> と ■■■■畑 674 m<sup>2</sup> と ■■■■田 179 m<sup>2</sup> と ■■■■田 336 m<sup>2</sup> と ■■■■畑 275 m<sup>2</sup> と</p>

	<p> ██████████ 田 532 m<sup>2</sup> と  ██████████ 畑 519 m<sup>2</sup> と  ██████████ 畑 521 m<sup>2</sup> と  ██████████ 畑 246 m<sup>2</sup> と  ██████████ 田 719 m<sup>2</sup> と  ██████████ 畑 744 m<sup>2</sup> の計 14 筆 8,648 m<sup>2</sup>について  ██████████ の ██████████ さんが生前一括贈与で譲り受け、申請地では ██████████  ██████████ を栽培する計画となっています。 ██████████ さんの現在の経営規模は  4,479 m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2  項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。 </p>
議長	<p> 地元委員さんは本日欠席です。 ██████████ さんは、新規就農で一生懸命やられて  おられる方で、今回は一括で生前贈与という形です。 ██████████ とい  い、 ██████████ でも有名な ██████████ でしたが、その後 ██████████ さ  んに（農地を）譲って、今回の譲受人はその ██████████ になり、何ら問題はありません。  この件について意見はありますか。 </p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p> ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の7番から9番  について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。 </p>
事務局	<p> 議案の訂正をお願いします。7番と8番譲渡人の住所で「 ██████████  ██████████ 」となっていますが、「 ██████████ ██████████ 」になります。  7番は、 ██████████ 在住の ██████████ さん所有の  ██████████ 畑 208 m<sup>2</sup> と  ██████████ 畑 282 m<sup>2</sup> と  ██████████ 畑 71 m<sup>2</sup> の計3筆 561 m<sup>2</sup>について  8番は、 ██████████ 在住の ██████████ さん、 ██████████ さん共有の  ██████████ 畑 474 m<sup>2</sup> と  ██████████ 畑 267 m<sup>2</sup> の計2筆 741 m<sup>2</sup>について  9番は、 ██████████ 在住の ██████████ さん所有の  ██████████ 畑 1,328 m<sup>2</sup> について </p>

	<p>■■■■の■■■さんが譲り受け、申請地では■■■を栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は1,008㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
7番委員	<p>7番は、以前から次々と借りる人が変わっているように、日陰で日照条件が悪いので、なかなか作物が作りづらかったようですが、今回は■■■さんが借りて■■■を作られるとのこと。8番は、荒廃地に近いような状態ですが、この周りは全体に■■■となっており、ここに関しては意外とよくできるかと思います。9番は、日照条件が良いのでできそうですが、同様に少し開墾が必要かと思います。別段問題はないと思います。</p>
議長	<p>■■■さんは、■■■出身の方ですか。</p>
7番委員	<p>そのことについて（事務局に）お聞きしようと思っていたところで、私も（■■■さんが）どういった方なのか、■■■さんにはお会いできていませんので（わかりません）。</p>
議長	<p>初めて■■■の栽培ということで申請が出ています。何歳ぐらいの方でしょうか。</p>
事務局	<p>■■■歳です。申請書類は、どちらかというと■■■さんがメインで作られたようです。</p>
議長	<p>お若いようすし、しっかりやっていただけたらいいです。 この件について何か意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議が無いようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第2号は、[ ]在住の[ ]さん所有の [ ]畑 156 m<sup>2</sup> と [ ]畑 160 m<sup>2</sup> と [ ]畑 21 m<sup>2</sup> の計3筆337 m<sup>2</sup>について 長年に渡り耕作放棄状態が続いたため、農地として復旧することが困難となったものです。耕作されずにかなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。</p>
事務局	<p>5番委員に聞いたところ、[ ]に向けて行く途中の[ ]の所で、草木が家屋に覆い被さるような感じで生い茂っている状態であり、非農地証明で問題ないということです。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、[ ]在住の[ ]さん所有の [ ]畑 1,387 m<sup>2</sup> について [ ]の[ ]が、新たに借り受けるものです。 申請地では、[ ]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
2番委員	<p>現場を見てきましたが、[ ]が植えられていました。[ ]も一部植えられています。何年か前から試作で作っているのかもしれませんが、何ら問題はないと思います。</p>

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の ■■■■■畑 229㎡ と ■■■■■畑 144㎡ の計2筆373㎡について ■■■■■の■■■■■さん、■■■■■さんが、新たに借り受けるもの です。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は4年間の使用貸借となっ ています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。
事務局	5番委員からは、この■■■■■さん■■■■■は、先月も申請をされており、新規 就農者としてこれから頑張っていこうとされている方々で、問題ないとい うことで聞いています。
議長	前回から（利用権設定の）申請が出てきており、新規就農（の認定申請） の方も今度出てくると思います。■■■■■の方々ですね。 それでは、この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、 事務局から説明をお願いします。



事務局	<p>3番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  ■■■■■畑 1,785 m<sup>2</sup>のうち1,362 m<sup>2</sup> と  ■■■■■畑 335 m<sup>2</sup>のうち201 m<sup>2</sup>  の計2筆1,563 m<sup>2</sup>について（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。  申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。  本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元、6番委員は、本日欠席ということです。■■■■■さんのこの土地については、以前は■■■■■の■■■■■さんが作っておられまして、それから放任状態でしたので、■■■■■さんがまた作られるとのことで大変良いことかと思えます。特に問題はないと思えます。  この件について意見がありましたらお願いします。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  ■■■■■畑 1,471 m<sup>2</sup> と  ■■■■■畑 730 m<sup>2</sup> と  ■■■■■畑 915 m<sup>2</sup> と  ■■■■■畑 1,246 m<sup>2</sup> の計4筆4,362 m<sup>2</sup>  について（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。  申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。  本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>

議長	<p>こちら（欠席の）6番委員の（地元）案件ですが、■■■■さんの■■■■の■■■■さんは、■■■■で■■■■の方でした。■■■■の下で■■■■を昔しておられたところです。昔は■■■■、■■■■の下側で、非常に良い場所ですので、引き継いでやられるのは大変良いことかと思えます。■■■■さんは■■■■なのでしょうか。</p>
専門員	<p>いえ、■■■■さんですが、■■■■さんがお持ちの■■■■を修繕された時、依頼した■■■■に■■■■でおられたそうで、その■■■■んの紹介とのことでした。■■■■の方で、ご自分で■■■■を栽培しておられます。■■■■が中心のようです。■■■■さんの■■■■は■■■■をやっておられます。</p>
7番委員	<p>■■■■からだと遠いでしょう。</p>
専門員	<p>本人に確認したところ、遠いのは遠いですが、もう■■■■も植えておりますので、大事に作っていきたいとのことでした。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の説明の前に訂正がございます。8ページの現状の作付面積を「■■■■a」とありますが「■■■■a」に訂正してください。9ページの借入地の現状面積を「■■■■a」とありますが「■■■■a」に訂正してください。生産方式に関する目標の現状部分で■■■■の箇所が空欄になってありますが「■■■■」と記載してください。 議案第4号は、■■■■の■■■■さんの認定申請となっております。これは前回令和2年8月20日に審査し、令和2年8月25日に認定された青年等就農計画の変更の申請になります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。</p>



議長	他に何か意見はございませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとし ます。</p> <p>議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。</p>
職務代理	<p>台風が通過して、直後の定例会ということで、何かとお忙しいところであ ったかと思いますが、ありがとうございました。出席できなかった委員さ んについても、おそらく（台風）通過後の農作業をやっておられるところ かと思われますし、出席されている委員さんにつきましても、色々と台風 通過後の対策があったかと思います。本日はご出席ありがとうございました。 これで定例会を閉会とします。</p> <p style="text-align: right;">閉 会 午後2時10分</p> <p style="text-align: center;">議 長 会長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 1 番</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 11 番</p>